

## STEP 1 申請書類の準備・申請 〈 令和6年6月3日 ~ 11月29日 〉

- (1) 様式1～様式1-5の準備 ※ 県外の事業者から調達する場合は様式1-6まで
- (2) 県税の未納がないことを証明する納税証明書・履歴事項全部証明書書・決算書・営業許可証 等
- (3) 経費の見積りを取る ※ 発注は交付決定後
- (4) 未病チェックシートに回答する  
(「店員」や「従業員」の項目が0点でないこと)
- (5) パートナーシップ構築宣言に登録する(加点を希望する場合)

詳しくは、公募要領P9へ

(1)～(5)の書類が揃ったら、e-kanagawa電子申請システムで申請。  
※ 電子申請システムを使用できない場合は、郵送にて申請。

## STEP 2 審査 〈 申請後1か月 から 2か月程度 〉

申請を收受後、県で審査します。

※ 不備があった場合、追加で書類の提出を依頼することがあります。

## STEP 3 審査結果のお知らせ

審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を送付します。

※ 経費の発注は、必ず「交付決定通知書」の受領後にしてください。

## 専門家派遣 (希望者のみ)

本補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業の目的達成のため3回まで、  
(公財)神奈川産業振興センターが行う専門家派遣を無料ですることができます。

## STEP 4 事業計画実施 〈 交付決定後 ~ 令和7年1月31日 〉

交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手します(発注・契約・登録・申込等)。  
事業の完了後に所定の実績報告書類を提出していただきます。

〈 注意事項 〉 支払い方法は、銀行振込および口座振替のみ(現金・電子マネー不可)

※ 支払い方法には規定がございます。必ず、公募要領をご確認ください。

詳しくは、公募要領P11へ

## STEP 5 実績報告 〈 補助事業完了後30日後 または 令和7年2月7日まで 〉

事業計画実施後、書類が揃ったら、e-kanagawa電子申請システムで申請。

※ 電子申請システムを使用できない場合は、郵送にて申請。

## STEP 6 審査および補助金の交付 〈 適正な補助金実績報告書の受理後 2か月程度 〉

適正な補助金実績報告書の受理後から2か月程度で補助金を交付。

※ 締切直前に提出いただいた場合、報告が集中し、交付が遅れる事が想定されます。  
事業計画が完了後はお早目に実績報告をいただきますよう、ご協力お願いします。